

川崎市立日吉小学校 いじめ防止基本方針

1. 令和6（2024）年度 川崎市立日吉小学校 学校経営計画

学校教育目標 豊かな人間性を持ち たくましく生きる子
元気・やる気・思いやり

かわさき教育プラン

基本理念
「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」
基本目標
「自主・自立」「共生・協働」

人権尊重教育

互いの人権を尊重し合い、元気・やる気・思いやりのある子の育成

- ・一人一人が違いを認め合う態度の育成
- ・互いを尊重し理解しようとする心の育成
- ・児童間のふれあいを重視した児童理解

社会に開かれた学校

- *児童・教職員・保護者・地域が互いに信頼し合い支え合う
- *変化に対応できる力

- ・粘り強く何事にも最後までやり抜く対応力を身につける。（課題対応力）
- ・自分の住む地域に主体的にかかわろうとする（郷土愛）

キャリア在り方
生き方教育

<確かな学力>

進んで学び合う子

学び合う楽しさ、喜びを実感し、自主的・自立的に学びに取り組む子

<豊かな心>

認め合い 助け合う子

自分の役割に責任をもち、自分も他者も大切にし、お互いを思いやるかわりができる子

<健やかな体>

心身ともにたくましい子

運動に親しみ、健康の増進に努めるとともに、安全を意識して生活を送る子

今年度の取組の重点

一人一人が確かな学力をつけ
学ぶことが楽しい授業づくり

- 日吉の子どもたちにつけたい力を明確にする。（ランドデザイン）
- ・教える教師からファシリテートする教師へ（学び合い、伝え合い）
- ・何を・どのように学ぶようにするのか（めあて）、振り返りも含め、授業づくりを大事にする。
- 一人一人に応じた指導・支援の充実を図る。
- ・COを中心とした校内支援体制
- ・少人数指導や取り出し、入り込み指導などを実施し、個に応じた指導に努める。
- 校内研究（1年目）への取組
- ・算数科を通して教科横断的なカリキュラムと児童につけたい力の明確化
- ・児童の学びたい意欲を大切に
- かわさき GIGA スクール構想ステップ3への取組
- ・GIGA 端末の有効な活用を探る。
- ・情報モラルについても強化を図る。

よりよい人間関係づくりをめざす
児童支援体制の充実

- 自分も大切、他者も大切にする心を育てる（いじめを許さない）
- ・共生*共育プログラム、効果測定を生かした学級づくり
- ・道徳教育の充実（挨拶含む）
- 豊かな体験活動の充実を図る
- ・異学年交流や地域との交流を通じた人間関係の広がりの推進
- ・自己肯定感等の心を育てる学年・学校行事
- ・係活動、児童会活動や実行委員、委員会活動などの自主的活動
- ・読書活動、言葉を大切にする活動の推進 ・学校司書との連携
- 支援教育コーディネーターを中心とした教職員の情報共有と連携
- ・深い児童理解を基盤にした児童指導と支援を常に心がける。
- ・教育相談の充実
- ・巡回カウンセラーの活用
- ・学級内支援の充実を図る。
- ・家庭と連携を図った児童支援が行えるように。
- ・外部機関との連携

安心安全な学校づくり
への取組の継続

- 「日吉の子のやくそく」に沿った児童指導の周知（保護者にも）、徹底を図る。
- ・自発的な挨拶ができるように
- 学校防災指針に基づく校内防災安全体制の周知を行う
- 校内情報セキュリティ対策の確認と徹底
- キラキラタイムの充実

地域と共に歩む学校づくり

- 地域、家庭への情報発信
- ・学年・学校だより、学校HP
- ・学校教育推進会議の開催
- ・地域教育会議

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対を守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理

由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。

- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭、教務主任 学年主任 支援教育コーディネーター 教育相談担当、養護教諭 スクールカウンセラー（巡回による派遣） スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・（校長・教務主任
支援教育コーディネーター）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・教務主任・支援教育コーディネーター）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- 1年・・・・・・・・（学年主任） 2年・・・・・・・・（学年主任）
- 3年・・・・・・・・（学年主任） 4年・・・・・・・・（学年主任）
- 5年・・・・・・・・（学年主任） 6年・・・・・・・・（学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会・代表委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（児童活動担当）
- ・PTA運営委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・教務主任）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・支援教育コーディネーター）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・支援教育コーディネーター）

7 2024年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活動内容【●児童支援委員会 ☆共生・共育 ＊アンケート ○研修 ◎職員会議】
4	● 児童支援体制と年間指導計画の確認 ◎ 基本方針・構成員・役割分担の確認 ・教育相談週間の実施
5	○ いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法についての研修 ● 各学年の状況報告と指導経過の確認・今後の方針についての検討 ☆ 第1回 効果測定実施
6	○☆ 共生・共育プログラム研修 ● 各学年の状況報告と指導経過の確認・今後の方針についての検討 ＊ 第1回学校生活についてのアンケート実施・集約 ・【児童指導点検強化月間】の取組 (学校生活アンケート結果を受けての対応、代表委員会によるいじめ防止の取り組み、児童指導や体制の整備・点検・ポスター制作等) ○児童理解に関する研修会
7	● 各学年の状況報告と指導経過の確認・今後の方針についての検討 ● 夏休み期間中の対応確認 ・教育相談週間の実施
8	＊夏休み過ごし方アンケートの実施・集約
9	● 各学年の状況報告と指導経過の確認・今後の方針についての検討 ● 前期の反省とまとめと、後期の具体的な取組の確認 ・教育相談週間の実施 ○児童理解に関する研修会
10	● 各学年の状況報告と指導経過の確認・今後の方針についての検討
11	＊ 第2回学校生活についてのアンケート実施・集約 ● 各学年の状況報告と指導経過の確認・今後の方針についての検討 ・【人権週間】の取組 (共生・共育の実施、道徳での取組、学校生活アンケート結果を受けての対応) ☆ 第2回 効果測定実施 ○☆ 共生・共育プログラム研修
12	● 各学年の状況報告と指導経過の確認・今後の方針についての検討 ・教育相談週間の実施
1	● 各学年の状況報告と指導経過の確認・今後の方針についての検討 ＊ ふりかえりアンケート実施・集約・対応
2	【学校体制ふりかえり月間】の取組 ● 各学年の状況報告と指導経過の確認・今後の方針についての検討 ● 今年度の反省→学校評価への反映
3	・教育相談週間の実施 ● 各学年の状況報告と指導経過の確認・今後の方針についての検討 ● 来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

○代表委員会や委員会を中心に取り組む

- ・感謝したい行動をした児童を、児童推薦のもと定期的に発表する。
- ・人間関係づくりの集会やレクリエーションの企画・実行を行う。
- ・異学年での集会
- ・あいさつ運動

○幼保小中連携活動

- ・学校見学を通しての交流

○地域との交流活動

- ・委員会活動（花いっぱい運動）
- ・生活科「まちたんけん」インタビュー
- ・総合的な学習「地域のマイスター」ゲストティーチャー
「鹿島田のお囃子」ゲストティーチャー
「福祉体験」ゲストティーチャー
「郷土史会の方からのお話」ゲストティーチャー

[啓発活動]

○善行奨励運動の実施

- ・感謝したい行動をした児童を、児童推薦のもと定期的に発表する。
- ・投稿された善行行動は、全校放送で発表し、年間を通して提示する。

保護者の取組（PTA 活動）

- ・登下校時の見守り
- ・教育補助ボランティアによる見守り
（読み聞かせ・水泳学習の監視補助・生活科の町探検付き添い補助・家庭科の裁縫補助）

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・学校教育推進会議での提案と話し合い（代表児童の参加）
- ・日吉中おやじの会からの学習素材提供